

第5回（平成30年度第3回）自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第5回（平成30年度第3回）自治基本条例推進委員会（第4期）
開催日時	令和元年5月29日（水） 午後5時00分～午後6時05分
開催場所	阪南市役所別3階 全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、福岡委員、田中委員、奥野委員、西浦委員 小坂委員、荒木委員、中谷委員、中村委員、伯耆委員、撫井委員 12人出席 【市】 水野市長、森貞総務部長 地域まちづくり支援課 戸崎課長、辻野課長代理、寺本主幹、岩下総括主事、枇榔主事
傍聴人数	1人
議題	阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定について（答申） 阪南市自治基本条例・阪南市市民参画手続条例に基づく取り組み状況調査について
資料	○資料1 住民投票に係る条例の策定・運用に関する基本的な事項に関する提言 ○資料2 阪南市自治基本条例・市民参画手続条例に基づく取り組み状況
要旨	阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定について（答申）
会議	<p>あいさつ</p> <p>委員長 今日はいままでご議論いただきました住民投票条例の内容につきまして、いよいよ最終の取りまとめの段階がきました。これまで、どのような対象について実施したらよいのか。一体誰が住民投票をしようとするのか。また、実際に投票して市民の意思として明確にするときに、どの範囲まで投票が出来るのかを定めれば良いのか。実施の投票の実施方法はどのような形が良いのか。様々なご議論を頂いておりましたが、ようやく本日提言書という形で出来上がってまいりました。</p> <p>住民投票条例の重要性に鑑み、これまで様々な先進事例、また本市が置かれている自治の営みを踏まえた検討が出来たのではないかと考えています。自治基本条例第26条には住民投票条例の事項は定めてあったが、それを具体的にどう実現するのかは別に定められておりました。そのため今回、自治基本条例推進委員会では部会のご尽力もあり、この提言書を取りまとめることができました。</p> <p>それでは、早速ですが、次第に基づき審議を進めさせていただきます。</p> <p>【阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定について（答申）】</p> <p>事務局 阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定について、資料1に基づき、事務局から説明。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員長 前回確認いただきました資料からは、9ページの中ほど「各委員の意見」の中で「①について、」とありますが、これは10ページの「検討結果」の各号に対応しているという説明が入る。それから、26ページの目次に「条例の形態」が抜け落ちていたため、それを加えているということでした。前回からの変更点についてはこの2点という説明でした。各委員からこの間お気づきのことがありましたら、ご意見いただければと思います。</p> <p>委員長 本推進委員会で、この条例の検討を始めたのが平成29年8月でした。そこからご議論をさせていただいて以来、部会も含め14回の検討をさせていただいた結果という事になります。</p> <p>提言の中身につきましては、本日提言をさせていただくことになるとすれば、最後の機会となりますので、もし、これまでの経緯の中で各委員から何かありましたら、よろしくお願い致します。</p> <p>委員 提言書の中身については、特段意見等はありませんが、11ページのところで、○分の1のスラッシュの表記が全角や半角とバラバラになっている。これは修正できるのでしょうか。</p> <p>事務局 ご指摘いただきました件につきましては、修正させていただきます。</p> <p>委員 先程のスラッシュに関連するのですが、13ページの部分も全角だと思います。他にもあるかと思われるため、全体的に統一をお願いしたい。</p> <p>事務局 スラッシュに関わらず、語句についても確認を行い、統一した表記に修正を行い、提言書を製版させていただきます。</p> <p>委員 署名を収集し、住民投票の請求を行うとなった際の窓口はどこになりますか。</p> <p>事務局 住民投票の請求窓口は、選挙管理委員会となります。</p>

委員 名簿の任期の表記について、西暦、和暦あるが、どちらを記載されるのか。5月であれば令和となるが。

事務局 ご指摘いただきました件につきましては、平成と令和が入り混じりますが、和暦を用いたいと思います。

委員長 特に無いようですので、それでは、文字の表記あるいは元号の表記等につきましては、全体的に統一させていただき、分かりやすい形で製版させていただくという条件で、内容的には本日お届けさせていただきました提言書（案）でよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 それでは、当委員会の答申としてこの内容で提出させていただきたいと思います。どうもご審議ありがとうございました。
それでは、提言のご了承をいただきましたので、早速市長に当委員会においてをいただき、阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定に関する提言の提出を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市長 入室

委員長 それでは、早速ですが、阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定について提言をまとめる事ができましたので、ここに阪南市長さまへ提言をお渡しさせていただきたいと思います。

委員長 「阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定に関する提言について」住民投票に係る条例の策定という事につきまして、提言をさせていただきます。
市長もご承知のとおり、今回の検討につきましては、自治基本条例第26条に住民投票の条項がございました。そして、これまでの経緯もあり住民の皆様からこの住民投票をぜひという声がありました。残念ながらこれまでの自治基本条例の運用の中では、そうした声があまり聞こえてこなかったという過去の経緯もあり、この住民投票に係る条例の策定は進んでおりませんでした。
そうした市民の皆様のお声を大切にされ、今回、諮問をいただきましてこの住民投票に係る条例の策定に関する基本的な事項について検討をさせていただきました。
そして、ここにこれをまとめることができましたが、住民投票は私たちも検討をさせていただいて大変市民の皆様方のご意見をきちんと反映させることができるような住民投票にするというのは大変難しいものだと感じながら、しかし慎重に議論させていただきました。市民のみなさまが、より良い選択ができるようなそういう大事な制度として、私ども一生懸命検討をしてきたところです。
ぜひ市長におかれても、この提言をしっかりと受け止めていただき、これからの新たな制度化に向けてこの提言を活かしていただければと思っております。今後のこの制度を、実際に運用されるという段階を見通してこの制度の、そしてその背景にあります自治基本条例の精神というものを、しっかりとこれからの市政運営にいかしていただければと期待しております。よろしく願いいたします。

市長 それでは一言お礼の挨拶をさせていただきたいと思います。まずは、委員長、副委員長をはじめ、各委員の皆様のご臨席を賜り第5回の自治基本条例推進委員会の開催を賜りましたことをまずはお礼申し上げます。また、平素は阪南市の自治基本条例の推進に一方ならぬご尽力をいただいておりますこと、また阪南市政全般にわたりましてお力添えいただいておりますことに感謝申し上げます。そして、ただいま委員長から阪南市自治基本条例推進委員会と検討部会でご議論を重ねて頂きましたご提言を頂戴することができました。本当にありがとうございます。
今、委員長からも有りましたが、阪南市という街は住民自治ということをしっかり展望しながら、住民の皆様が主導することで、しっかりと公民協働の街を作っていくことを実現しようと着実に進めている街でございます。そうした街におきまして、住民の皆様方から強いご要望等がございました。
本日のこの住民投票条例でございますが、この策定にあたりまして、今日いただきましたご提言内容を、しっかりと反映させていただきますことを皆様にお伝えさせていただきました、取り組んでまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

市長 退室

【阪南市自治基本条例・阪南市市民参画手続条例に基づく取り組み状況調査について】

事務局 阪南市自治基本条例・阪南市市民参画手続条例に基づく取り組み状況調査について、資料2に基づき、事務局から説明。

（推進委員からの意見、質疑・応答）

委員長 パブリックコメントは案件によっては、たくさんの市民の意見が集められるものもありますが、なかなかコメントが寄せられないものもあります。市民の方々にも積極的にコメントを寄せただけのような、そういう手立ても考えていかなければということで、これは従前から委員会でも議論になっていたところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、各種委員会への公募。これも、それぞれの委員会等が市民の皆様方の関心を引くようなケースにはたくさんの委員の応募もあるようですが、そうでないようであれば、あまり関心を持っていただけないというケースもあります。このあたりも本当に附属機関それぞれで見ただけではわかるとおり、市政の運営について重要な審議をするという機関、そういったものでございます。こうしたものの存在意義について市民の皆様方にしっかりとご理解いただける、そういう手立て、これはやはり市としてもしっかりとやっていたかなければならないと思ひております。もちろん当委員会に関わっていただきました委員につきましても、ぜひこうした自治基本条例そして市民参画手続条例等に基づいた様々な市民参画の機会を市民の皆様方に大いに広めて行っていただき、そして本市における市民参画が積極的に進んでいけるようにご尽力いただければと思ひます。もちろんこうした制度的に保障された仕組み以外にも、いろいろな形で市民の皆様方の声を聴く機会が設けられていようかと思ひます。そういうものも活用してもらえればと思ひます。今後は、住民投票条例はもちろん、これから市として決定をいただきそして議会のご議論を経て条例として制定された後には、この住民投票を通じてまた新たに市民参画の大きな重要な手立てになることとなります。そうしたところも含めて、皆様方の今後の更なる市民参画そして自治の基本ということも発展させるということにも期待をさせていただきたいと思ひます。

委員 1ついいでしょうか。2ページの「委員公募した附属機関等」の7番の阪南市国民健康保険運営協議会のところで、公募委員数が2名、応募者数は1名、最終の公募委員数が2名となっていますが、最後の部分は1名の間違ひではないでしょうか。

事務局 申し訳ありません。最終公募委員数は1名となります。訂正をお願いいたします。

委員長 ご指摘ありがとうございます。その他何かあれば、なければ、「その他」について、事務局より説明をお願いします。

【その他について】

事務局 その他について、住民投票制度のパンフレット（案）について説明。

（推進委員からの意見、質疑・応答）

委員長 ただいま、事務局から説明のありましたことについて、何かご意見がありましたらお願いします。

委員 いくつか誤字が見受けられるため、修正いただければと思ひます。

事務局 訂正させていただきます。

委員 一文が長くて分かりにくいいため、もう少し見やすくしていただければと思ひます。

委員長 ぜひ、見やすい読みやすい、そして住民投票について分かりやすいものをお作りいただければと思ひます。もちろん議会で条例制定ができないとなれば、パンフレットの作成にはならないのですが、当委員会としてはぜひ、提言をさせていただきましたので、条例化をしていただきたいと思いますと思ひておりますので、よろしくお願ひします。そのほか何かあればお願ひします。

委員長 無いようであれば、それでは本日予定しておりました案件については、全て無事に終了いたしました。本日は、傍聴の方が来られておられますが、もし、何かご発言がありましたらどうぞ。

傍聴人 本日は、ありがとうございます。本市の、根本の阪南市自治基本条例ですけど、市民が一番の主役だというパンフレットを拝見して、興味がわきました。この自治基本条例は「海山を愛し幸せを支え合う安心と潤いのある町」という阪南市のキャッチフレーズに尽きると思ひます。市民にしたら、行政の文章は分かりにくいという部分もある。先程ご意見もありましたけど、見やすく分かりやすいという文章にしていいただいたら、市民の方も興味湧くのではと思ひました。

委員長 貴重なご意見ありがとうございます。事務局の方でも、しっかり受け止めていただければと思ひます。それでは、本日の推進委員会については、これで終了となるのですが、最後に今回ここまで住民投票条例の策定についてご審議いただきました委員の皆様については、今月末をもって任期最後という事になります。この2年間のご審議をいただきまして、その終わりに当たって出来れば各委員から一言でもコメントをいただければと思ひております。この間、いろいろな思ひで参画いただき、ご発言いただいたかと思ひます。ぜひ各委員からコメントをいただければ。

- 委員 この基本条例ができた時から経過を見ていたのですが、なんだか魂がないというか、非常にそういう意味で自分自身、こども館の問題で非常に断腸の思いだったという経過がありました。今回このような機会を頂いたことに非常によかったですとおもいました。ありがとうございました。
- 委員 大した意見も言えず、申し訳ない気持ちもありますが、自分の中ですごく勉強になりました。TV等で他の自治体の住民投票のニュースを見て、「最大限尊重する」というのが中々納得いかなかったのだけれども、やむを得ない事情というのも分かったので、勉強になりました。今後も微力ながら、何らかの形で阪南市に貢献できればと思っています。ありがとうございました。
- 委員 委員会4回と部会9回の計13回会議が開催され、すべてに参加させていただきました。委員長や副委員長にはご迷惑をかけたかと思えます。また、条例施行前に色々復習して、検討の内容も思い出していきたいと思っています。ありがとうございました。
- 委員 25歳の時に阪南市に移り住み40数年になるが、今更ながら思うのですが、当時、保育園に預けるところがなく非常に困ったことを記憶している。最終的には個人に預けたのですが、そのとき育児休業も出来たばかりで本当に休むことが出来ない状況だった。30数年前の行政の方は、赤ちゃんはお母さんが育てるものでしょと言われた。私は本当にどうすればよいかと思った。それから、やはりいろんなことに興味を持ってきました。この前の、こども館の時にあれだけ市民が動きながら、細則がないためできません。これはどうしたものかと思った。でも、こんな風に様々な委員会ができて市民の意見を聞くようになってきたということは、徐々に変わってきているということだと思います。阪南市は、問題が山積みだと思います。この住民投票の問題だけでなく、財政的な事などいっぱい問題はあると思う。本当に行政には頑張っていたきたいと思えます。こども館の時も議員が悪いとか市長が悪いとあるという話が大きかったと思う。先を見通して自由のある一人ひとりの意見が重んじられる市にするために、それを吸収していくようなアンテナを行政にはぜひ持っていただきたいと思えます。これからもっと良くなっていくものと期待しています。私も関心を持って見続けていきたいと思えます。ありがとうございました。
- 委員 自治基本条例推進委員につきましては、前期と今期の2期委員をさせていただきまして、当初のころは、自治基本条例の事をあまり深く知らなく、条例の勉強をするところから始めさせていただきました。今期は部会の方にも属しておりますので、非常に内容の濃い勉強をさせていただき、この件に関しては胸を張って他の方に説明できると思えます。この条例だけでなく住民投票を存じていない市民の方もいると思えますので、広報させていただきたいと思えます。ありがとうございました。
- 委員 前任の者が産休に入り、途中から委員変更で参加をさせていただいておりました。全国的に見てもまた自治基本条例を制定されていない自治体もありますし、財政問題に関してもどの自治体も抱えている問題だと思っています。これからの阪南市においても、阪南市自治基本条例を進めていく上でいろんな課題も出てくると思えますが、私自身も関心を持って少しでも力になればと思えました。ありがとうございました。
- 委員 2年間に渡り皆様の意見をお聞かせいただきました。私自身、いわゆる市民としての行動は自己責任であるということを皆さんに認識していただかなければと思えます。市長や議員を選ぶにしても、選んだのは我々の責任という事を理解して、それを市民の方は、自覚して責任を持って行動しなければならないと思えました。ありがとうございました。
- 委員 委員会に出席するたび、事務局の資料があったので、この難しい問題も私たちが判断するときに、他の市町村はどうだろうか。全国的にどうだろうか。そういう情報を踏まえながら、阪南市が誇れる提言になったのではと思えます。事務局にお礼申し上げます。とても良い勉強になり、これでもし阪南市が署名収集や住民運動が起こっても、しっかりとした答えが出るのではないかと思います。ありがとうございました。
- 委員 条例制定10年になりますか。自治基本条例を策定するという最初から関わらせていただいております。今回、この住民投票という重要な事項について提言ができたことについてはとても喜ばしいことだと思います。せっかく素晴らしいものができたので、宝の持ち腐れにならないように適切に運用してもらいたいと思えます。ありがとうございました。
- 委員 私も、任期途中から参加させていただいております。このような委員会では、途中からだとか中々理解しにくい部分もあったりして、最初は難しかったけども、資料を読み込んでいく中で段々、理解が深まってきたところで任期終了ということになりました。今後も、どのような方向に進んで行くのかなど関心を持って見守ってきたいと思えます。ありがとうございました。

副委員長 本日、提言を行うことができ良かったと思います。また、部会員の皆様には何度も議論を重ねて頂き、また時間がかかりましたが皆様の意見が反映された提言書になっていると思います。この後は、議会において条例が議論されるということですが、どのような条例ができるのかということ。出来た後には、もし住民投票が実施されるとなったとき、どのように使われるのかということ。部会で議論をした中で、我々が関心を持った部分は、条文に落とし込めない部分も多くあったとおもいますので、その部分がどのように使われているのかということも含めて、今後もしっかりチェックをしていきたいと思います。ありがとうございました。

委員長 それでは、最後に私からも一言お礼を述べさせていただきます。この2年間、長いようであっという間の期間であったかと思えます。そして、この自治基本条例推進委員会として、この2年間は中身の詰まった期間、充実した期間を過ごさせていただきました。とりわけ、部会の皆さまには9回の、そして本体の推進委員会の皆様には全部で5回の委員会にご参集いただき、ありがとうございます。本当に皆様の熱心なご議論のおかげで、ここまで到達できたものと思います。住民自治あるいは自治基本条例ということを実現しようという時にももちろん理念、そしてそれを実現せよという掛け声をあげることは、これは有る意味では容易いというものがあります。しかし、それが本当にすべての皆様がそれぞれの権利として確立し、それが市民全体の意見として合意を作り挙げていくことができるような、そういう仕組みにしてくということ、本当に大変な作業であります。これまではそういう仕組みとして市長選挙あるいは、議員選挙というのがございましたが、それだけではやはり本来の市民の意思というものを的確にその時々において反映ができないということで、この自治基本条例では様々な市民の声を伝えていくという仕組みを用意をいたしました。その一環として既に市民参画手続条例をこの委員会を通じて制定をさせていただいたという経緯もありました。今回はそれに加えて、住民投票条例の提案にまで至る事ができました。しかし、ここまで取りまとめるまでは大変な作業であり、委員の皆様、事務局の皆様の御苦勞を改めてねぎらいたいと思います。この自治基本条例を推進するというこの委員会の役割を何とかここまで全うできたことを改めて委員の皆様へ感謝を申し上げ、本日、この委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。